

医薬品に関する無観客シンポジウム動画の収録・編集業務 調達仕様書

1. 目的

医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、一般の方の医薬品に関する理解向上のため、クイズ等も含めた聴講者参加型のシンポジウムを開催してきたところである。2019年度は、東京都と共催で都内会場にて開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染対策のためシンポジウム開催は中止となった。

今般、2020年度の事業として、2019年度に開催予定であった内容を無観客シンポジウムの形で動画にて収録し、ホームページにて動画公開のうえ、当該動画を一般の方に聴講してもらう方法をとることとした。

本業務は、上記のとおり2019年度に開催予定であったシンポジウムの内容を動画公開用にアレンジしたシナリオに沿って、動画収録および編集業務を委託するものである。

2. 調達業務について

(1) 業務内容

PMDAが準備した講義スライド(PowerPoint)およびシナリオに基づき、PMDAより依頼を受けた司会者と講師による無観客シンポジウム動画の録画撮影および編集を行う。

(2) 動画の詳細

- PMDAにて講義スライド(アニメーションあり)および司会者(1名)、講師(2名)を準備する。
- 受注者は、撮影にあたり、司会者、講師と撮影者の距離を十分取る、マスクを着用する等の新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。
- 受注者は、司会者、講師をマルチアングルにて撮影しながら司会者、講師の音声をあわせて収録する。撮影にあたって必要な機材(カメラ、ピンマイク等)については費用に含めること。また、上映スライドについては別挿入とする。
- 受注者は、編集にあたり動画冒頭は司会者、講師全体を映し講師紹介のテロップを挿入する。また、シンポジウム本編ではスライドを中心に司会者、講師をワイプに表示するなど、視聴者に伝わりやすい編集を行う。詳細についてはPMDAと相談の上決定する。
- 受注者は、司会者、講師の発言内容について字幕の追加を行う。詳細についてはPMDAと相談の上決定する。
- 受注者は、必要に応じて編集時に講義スライド以外の資料等の動画(PMDAで準備)を挿入する。詳細についてはPMDAと相談の上決定する。
- 作成した動画はPMDAのWebsite等から視聴可能とする(動画の掲載にあたってYouTubeを利用する)。その際、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等

の使用が必要となる場合は、受注者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。なお、動画の公開作業はPMDA等が行う。

- 画質は PowerPoint スライドの判読状況や配信負荷などを考慮し、適切なレベルを選択する。
- 音声は明瞭に理解できるものとする。
- 受注者は、収録、編集後の動画について PMDA から修正等の指摘を受けた場合は、PMDA と協議の上、速やかに対応する。

(3) 作成動画本数

6本 (1 コンテンツあたり 10～15 分程度) とする。

(4) 収録場所及び日時

原則 PMDA 会議室とする。PMDA 会議室以外の場所を使用する場合で費用が発生する場合は、受注者にて負担するものとする。

(5) 収録時期

令和 2 年 12 月 14 日 (月) 午後を第 1 候補とする。なお、予備として令和 2 年 12 月 18 日 (金) 午後を第 2 候補とする (具体的な日程は契約後に最終調整)。

(6) 成果物納品形式

作成された動画は、PMDA 等 (受注者は含まれない) が YouTube 等にアップロードし配信するため、マスター (1 部)、及び動画配信用に適切な解像度等に変換した DVD (2 部) を納品すること。マスター及び配信用に解像度等を変換した DVD の品質については、以下に例示したもの以上とすること。

画像サイズ : 1600 * 1200 のフルハイビジョン画質

フレームレート : 30 fps

(7) 検収

上記 (6) に掲げる納入成果物を PMDA 担当者が確認したことをもって検収終了とする。

なお、成果物の全部または一部に不合格品が生じた場合には受注者の責任において修正、改善し納入期日までに対応するものとし、その場合の経費負担等は受注者が行うものとする。

(8) その他

本業務を実施する上で必要となる一切の機器物品等は受注者の責任で手配するとともに、費用を負担すること。

3. 著作権について

- (1) 成果物に関しては本著作権に関する全ての著作権、使用権等、作品に係る一切の権利を、PMDA に譲渡するものとする。
- (2) 本著作物については、PMDA、正当な権利を取得した第三者およびその他 PMDA の指定する者に対し、受注者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権および同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。

4. 再委託について

- (1) 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、承認を受けること。申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、PMDA に提出すること。受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。
- (2) 受注者又は本業務の一部の委託を受けた業者（以下この項において「委託元業者」という。）から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受注者が取りまとめの上、PMDA に申請し、承認を受けること。申請にあたって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務について、4 (1) に準拠する。なお、再委託された業務に係る最終的な責任は受注者が負うこと。

5. 秘密保持について

PMDA から提供する配送先等の情報については、秘密保持契約の対象とする。なお、本項目の詳細要件については秘密保持契約書に明記してあるので、受注者においては別途書類提出を求めることとする。

6. 応札者の条件

過去、同種業務の経験があり、本調達における内容を正確に理解し、確実に履行できること。

7. 納入場所

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

安全性情報・企画管理部 リスクコミュニケーション推進課

8. 納入期限

令和3年2月3日（水）

9. 契約期間

契約締結日～令和3年3月31日

10. 照会先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

安全性情報・企画管理部 リスクコミュニケーション推進課 柴山

03-3506-9482

shibayama-taisuke●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため●を半角のアットマークに変えてください。